

太陽光発電設備の設置には

事前協議及び事業着手の届出が必要です

- ※ 建築物に設置される太陽光発電設備は除きます。
- ※ 工事着手には事前協議後、着手の 60 日前までに届出および協議を行う必要があります。

平成 29 年 12 月 22 日から、宇陀市内に設置する太陽光発電施設（建築物に太陽光発電設備を設置する場合を除く。）については、「宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」により、事前協議、近隣関係者等への説明、工事着手の 60 日前までに事業の届出及び協議が必要となりました。

対象は次のとおりです。

＜対象となる太陽光発電設備設置事業＞

- ※ 事業区域の面積が、合計 500 m²以上の太陽光発電設備設置事業（既に完了している事業に接続し、その事業面積が 500 m²以上となるものも含まれます。）
- ※ 発電出力が 50kW 以上の太陽光発電設備を土地に自立して設置する事業（実質的に同一の事業主が、実質的に同一と認められる場所で複数の発電設備を設置し総発電出力が 50kW 以上になる事業及び既に完了している事業等で、変更後の発電出力が 50kW 以上となるものも含まれます。）
- ※ 発電出力が10キkW以上の太陽光発電設備を土地に自立して設置する事業であって森林伐採を伴う事業（実質的に同一と認められる場所で複数の発電設備を設置し総発電出力が10kW 以上になる事業及び既に完了している事業等で、変更後の発電出力が 10kW 以上となるものも含まれます。）令和 4 年 4 月 1 日施行
- ※ 太陽光発電設備の設置には、他の法令・条例等の手続が必要となる場合がありますのでご注意ください。

宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の概要

1 条例制定の背景・目的

- ・宇陀市では、地球環境に配慮した太陽光発電など、環境にやさしいクリーンエネルギーの普及を図っているところですが、太陽光発電設備等の普及に伴い、事業地周辺の方々から発電設備設置による生活環境への影響を心配する声が上がっています。
- ・以上のことを踏まえ、太陽光発電設備設置事業に関して、地域住民、行政および事業主の情報共有・共通理解を前提とした設備設置の適正化を図ることを目的に条例を制定しました。

2 条例の主なポイント

- ・太陽光発電設備の設置を行う事業主は、次の事項にご注意ください。
 - ①本条例および他の関係法令、条例等を遵守すること。
 - ②事業地の環境の保全等に係る支障の防止に配慮すること。
 - ③事業内容について、近隣関係者（事業区域に隣接する土地の所有者並びに建築物の所有者及び居住者）や、地域住民（自治会等）への説明を行い、良好な関係を保つこと。

宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の手続きについて

手続きの流れ	手 続 き お よ び 提 出 書 類
事業届出書提出の約1カ月前	【事前協議関係必要書類】 ☐ 太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第8号） ☐ 立地に慎重な検討が必要な地域に関する法令手続確認書（様式第9号） ☐ 位置図 ☐ 現況図 ☐ 現況写真 ☐ 公図又は地積図 ☐ 土地等の調書 ☐ 求積図 ☐ 土地利用計画図 ☐ 土地造成計画平面図 ☐ 土地造成計画縦横断面図 ☐ 太陽光発電設備の平面図 ☐ 太陽光発電設備の立面図 ☐ 太陽光発電設備の断面図 ☐ 太陽光発電設備の構造図 ☐ 反射光影響予測図 ☐ 緊急対応マニュアル ☐ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定による認定書の写し ☐ 関係法令等の許認可の写し（事前協議時に提出できないものについては事業届出のとき）
事業着手開始の60日前	【届出及び協議関係必要書類】 ☐ 太陽光発電設備設置事業届出書（様式第1号） ☐ 事業計画書（様式第2号） ☐ 関係法令等手続状況確認書（様式第3号） ☐ 近隣関係者説明報告書（様式第4号） ☐ 近隣住民周知・説明会報告書（様式第5号） ☐ 事業実施に係る確約書（様式第6号） ☐ 流量計算書 ☐ 排水施設計画平面図 ☐ 排水に係る放流承諾書 ☐ 事業区域の土地の登記事項証明書 ☐ その他市長が必要と認める書類
事業開始時	【工事着手届出関係必要書類】 ☐ 太陽光発電設備設置事業に関する協議終了通知書の写し（様式第10号） ☐ 太陽光発電設備設置事業着手届出書（様式第11号）
事業完了時	【工事完了届出関係必要書類】 ☐ 太陽光発電設備設置（完了・中止・再開・廃止）報告書（様式第12号） ☐ 完了写真

< 事業主の責務・公表等について >

- ※ 関係法令、条例を遵守し、環境の保全に十分配慮し、近隣関係者や地域住民との良好な関係を保つよう努めてください。
- ※ 事業完了後、必要と認められるときは指導、助言を行います。また、無届による事業や虚偽の届出等により事業を行ったときあるいは、指導に正当な理由がなく従わないときは、適切な措置を講ずるよう事業主に対して勧告し、事実を公表します。